

## 都留漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、都留漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第9号第五種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（アユ・ヤマメ・イワナ・ニジマス及びウグイをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、竿釣り又は置き針による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

### (遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第20条の規定による禁止期間を延長するときは、総会又は総代会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア、漁業の名称	イ、漁業の方法	ウ、区 域	エ、期 間
アユ漁業	竿釣りのうち 友釣	全 域	解禁日の午前4時から 11月30日まで
	竿釣りのうち 自由釣	全 域	9月1日から 11月30日まで
ヤマメ・イワナ ニジマス漁業	竿釣り	全 域	解禁日の午前5時から 9月30日まで
ニジマス漁業	竿釣り	鹿留川ふる里釣場	1月1日から12月31日まで
ヤマメ・イワナ漁業	竿釣り		解禁日の午前5時から 9月30日まで
ウグイ漁業	竿釣り	全域	解禁日の午前5時から 9月30日まで 但し4月・5月は除く

3 前項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄の区域内でウ欄に掲げる全長以下のものを、エ欄の尾数を越えて採捕してはならない。

ア、魚種	イ、区域	ウ、全長	エ、尾数
ヤマメ イワナ ニジマス	全域	15cm以下	20尾

4 第2項の定めにかかわらず、都留市鹿留、山梨県有林31林班は-14 小班地先標柱1号と同鹿留財産区所有地 3. 854番地先標柱2号を結ぶ直線から下流 940m都留市鹿留 1. 637番地先標柱3号と都留市鹿留 1. 531番地先標柱4号を結ぶ直線までの区間（通称第1堰堤上・下流 130mを危険区域と指定計画区域から除外する）の「鹿留川ふる里釣り場」においては別に定める特別遊漁料を納付しなければ遊漁してはならない。

（遊漁料の額及び納付の方法）

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所（南都留郡西桂町下墓地 788番地）又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」と

いう。）は次表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法 期間	遊漁料（消費税込み又は税別）	
		前売り	現場売り
アユ・ヤマメ イワナ・ニジマス ウグイ	竿釣り 1年	9,000円	
アユ	竿釣り 1日	1,800円	2,400円
ヤマメ・イワナ ニジマス・ウグイ	竿釣り 1日	1,500円	2,300円

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。

小学生以下	無料
中学生	アユ・ヤマメ・イワナ・ニジマス・ウグイ 1年 3,000円
高校生	アユ・ヤマメ・イワナ・ニジマス・ウグイ 1年 4,000円
女性・身障者	アユ・ヤマメ・イワナ・ニジマス・ウグイ 1年 4,500円

3条第4項の特別遊漁料は次表のとおりとする。

漁法	魚種	期間	特別遊漁料 (消費税込み)
竿釣りのうち 餌釣り	ニジマス	1日	3,500円
	ヤマメ・イワナ	1日	4,500円
竿釣りのうち ルアー・フライ	ニジマス	1日	一般 4,500円
	ヤマメ・イワナ		小学生 3,500円

4 次表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（中巨摩郡敷島町牛匂518-1番地）又は県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア. 漁場区域	イ. 魚種	ウ. 漁具・漁法	エ. 遊漁料 (消費税込み)
内共第9号に係わるすべての漁場区域 (但し鹿留川ふる里釣り場を除く)	アユ	竿釣り	28,000円
内共第9号に係わるすべての漁場区域 (但し鹿留川ふる里釣り場を除く)	ヤマメ イワナ ニジマス ウグイ	竿釣り	25,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-(1)の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-(2)の共通遊漁承認証（以下「共通遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証又は共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

付則 (施行期日)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

都留漁業協同組合

代表理事組合長 近藤 紀元